

盛土規制法に関する説明会

島根県 都市計画課 盛土規制スタッフ

「令和7年10月1日に規制区域を指定する予定です」

島根県では、令和 7 年 10 月 1 日に県内全域（松江市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始する予定です。

※ 松江市は中核市であるため、法に基づく事務は市が実施
（令和7年7月1日に規制区域を指定済）

◆用語の定義

盛 土 等 土地の形質の変更（盛土・切土）、および土石の堆積

宅 地 造 成 宅地以外の土地を宅地にするための土地の形質の変更（盛土・切土）

特定盛土等 宅地または農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更
（盛土・切土）

土石の堆積 宅地または農地等において行う土石の堆積
（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）

工 事 主 工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする
者をいいます。

※届出・許可の申請者は基本的に「工事主」となります。

(1) 盛土規制法制定の背景

令和3年7月 静岡県熱海市で、大雨により盛土が崩落

大規模な土石流により甚大な被害が発生



死者28名・住宅被害98棟



引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

(島根県により一部加工)

宅地造成等規制法を抜本的に改正

目的：盛土等による災害から人命を守るため



平成21年7月 広島県東広島市
廃棄土砂の崩落死傷者2名
住宅被害1棟



令和3年6月 千葉県多古町
廃棄土砂の崩落軽傷者1名
県道通行止め

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）を施行

（令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行）

(2) 盛土規制法に基づく規制

① 規制区域の指定

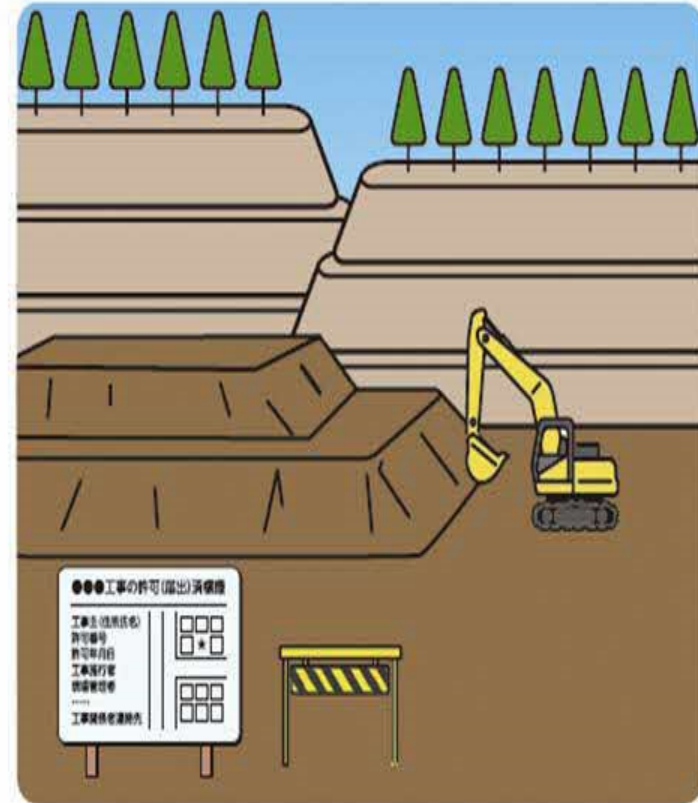
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

② 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可・届出が必要となります。

③ 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等※が盛土等を安全に保つ責務があります。



※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

(3) 規制区域の指定

① 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば崩落で人家等に危害を及ぼしうるエリア

通称

宅造区域

※手続きの規模要件
が厳しい区域

② 特定盛土等規制区域

市街地等からは離れているが、地形等により、盛土等が行われれば崩落で人家等に危害を及ぼしうるエリア

通称

特盛区域

※手続きの規模要件
が緩い区域

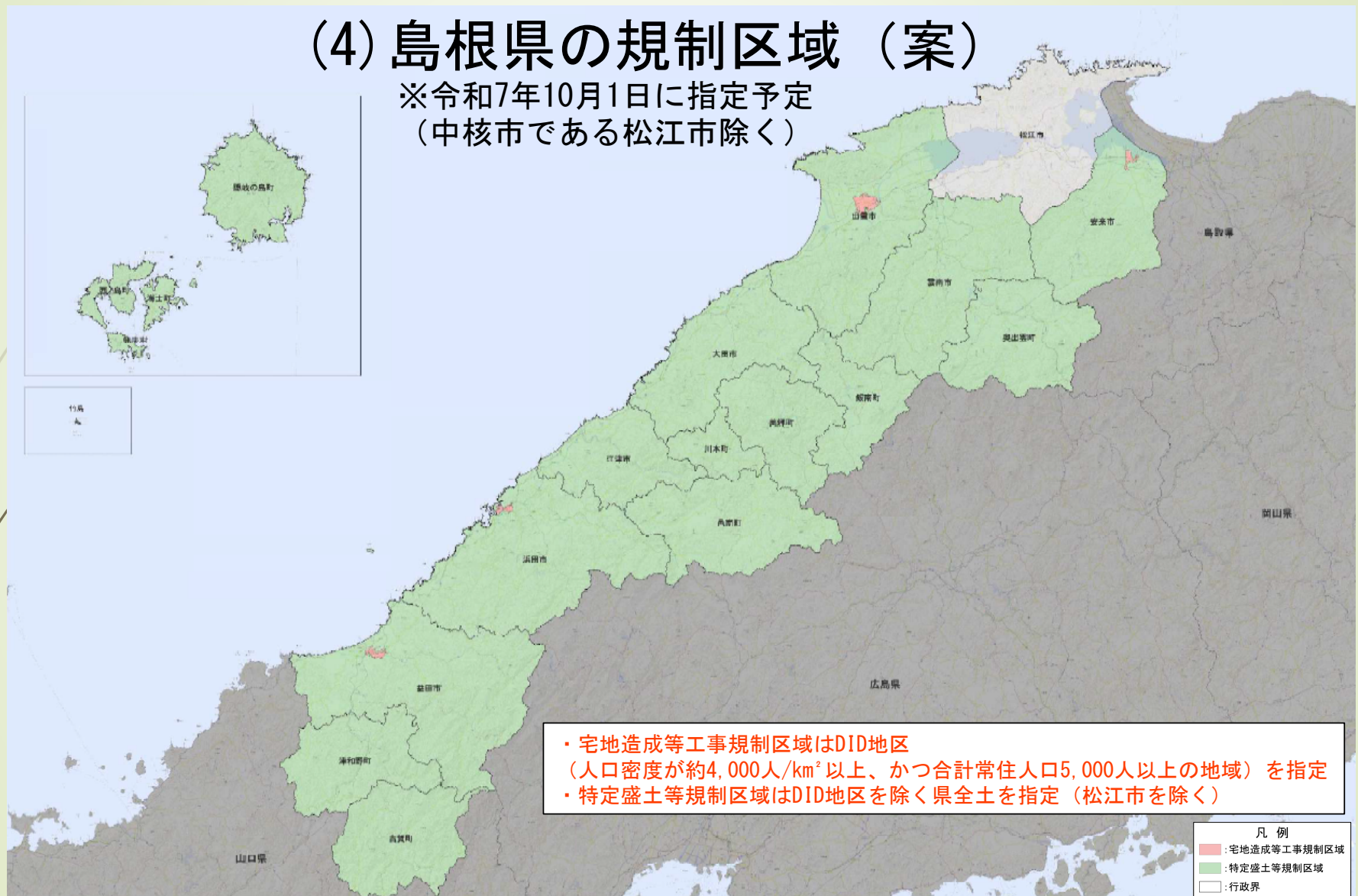


引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

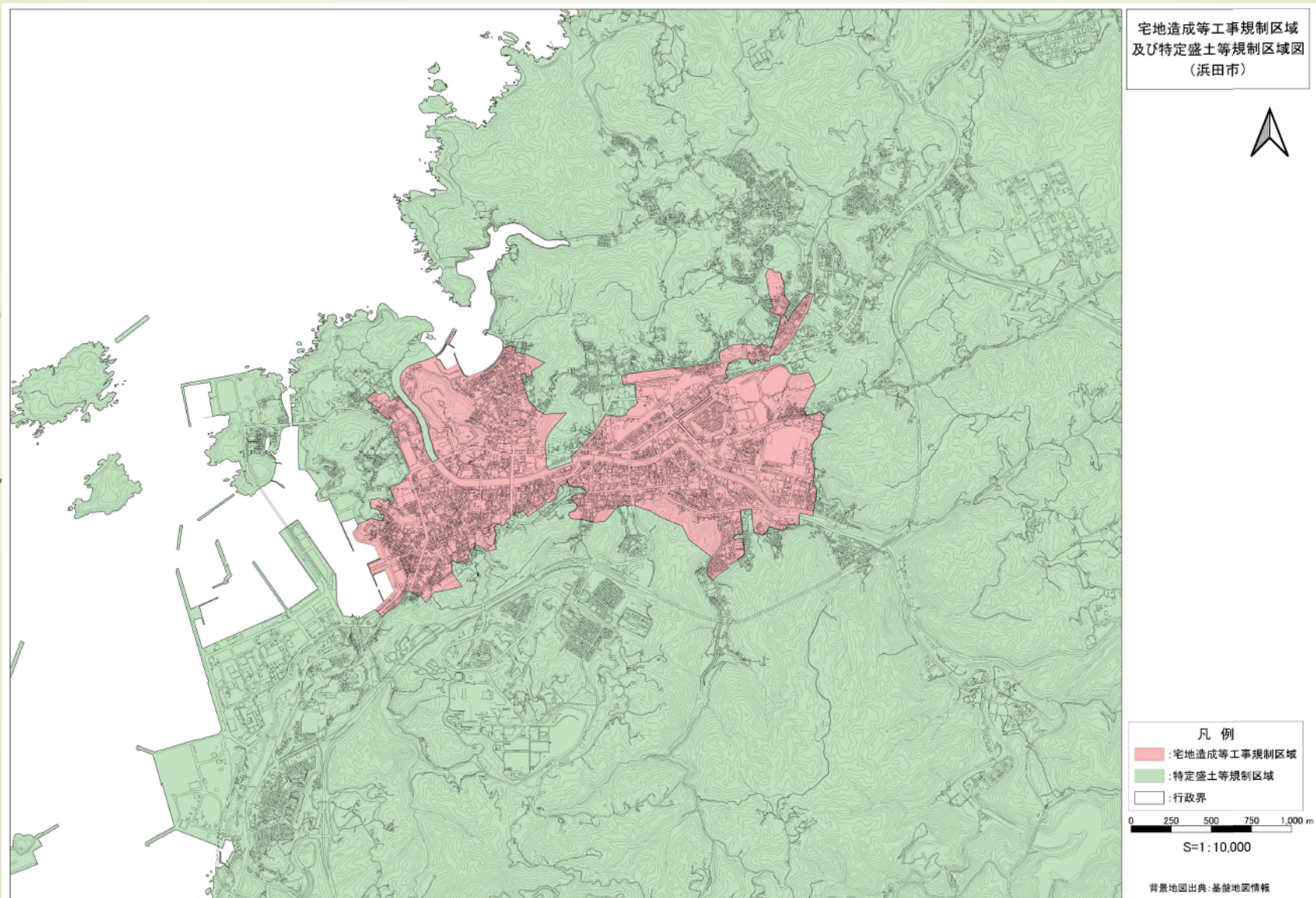
島根県では基礎調査の結果等を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、令和7年10月1日の区域指定を予定しています。

(4) 島根県の規制区域（案）

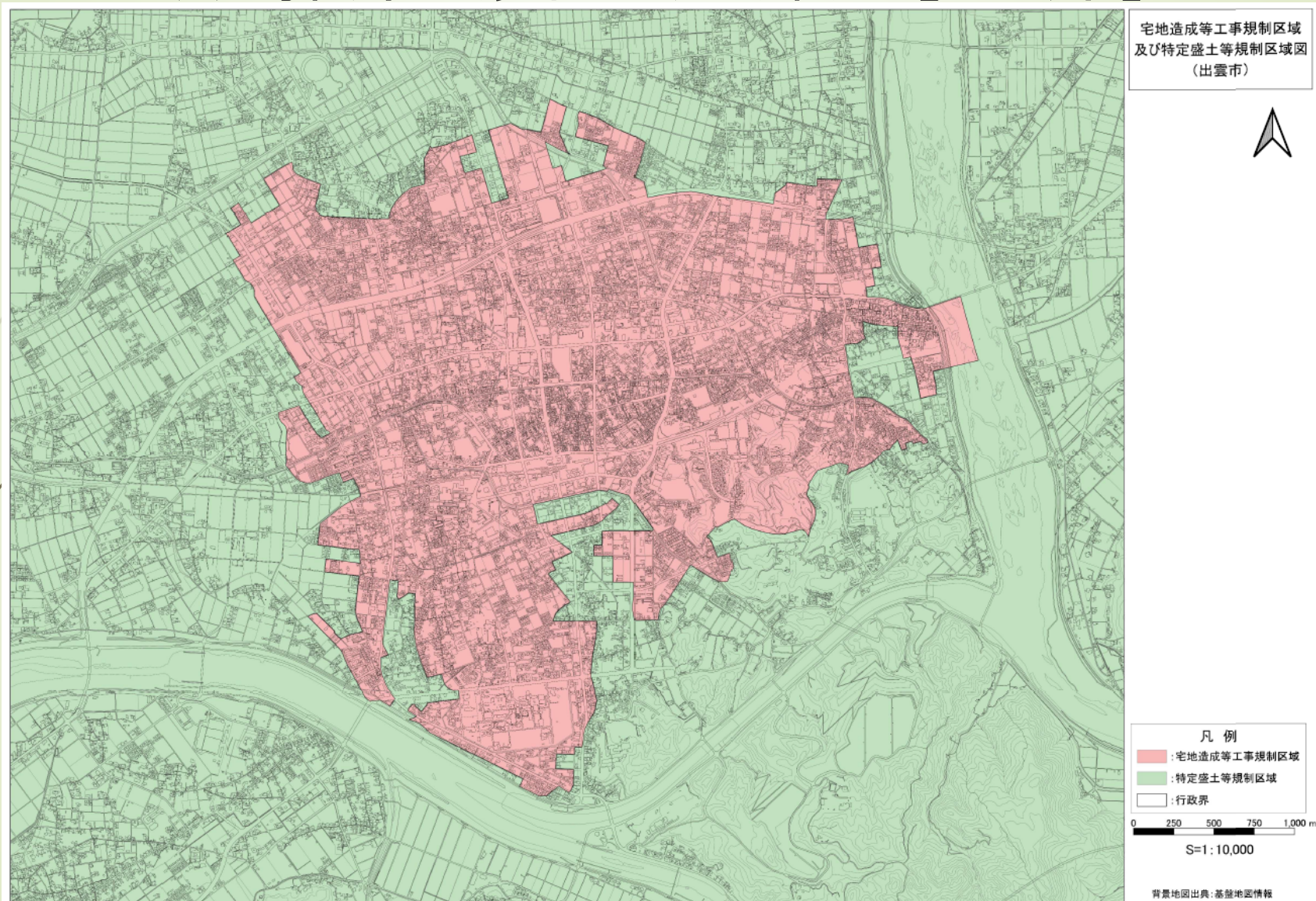
※令和7年10月1日に指定予定
（中核市である松江市除く）



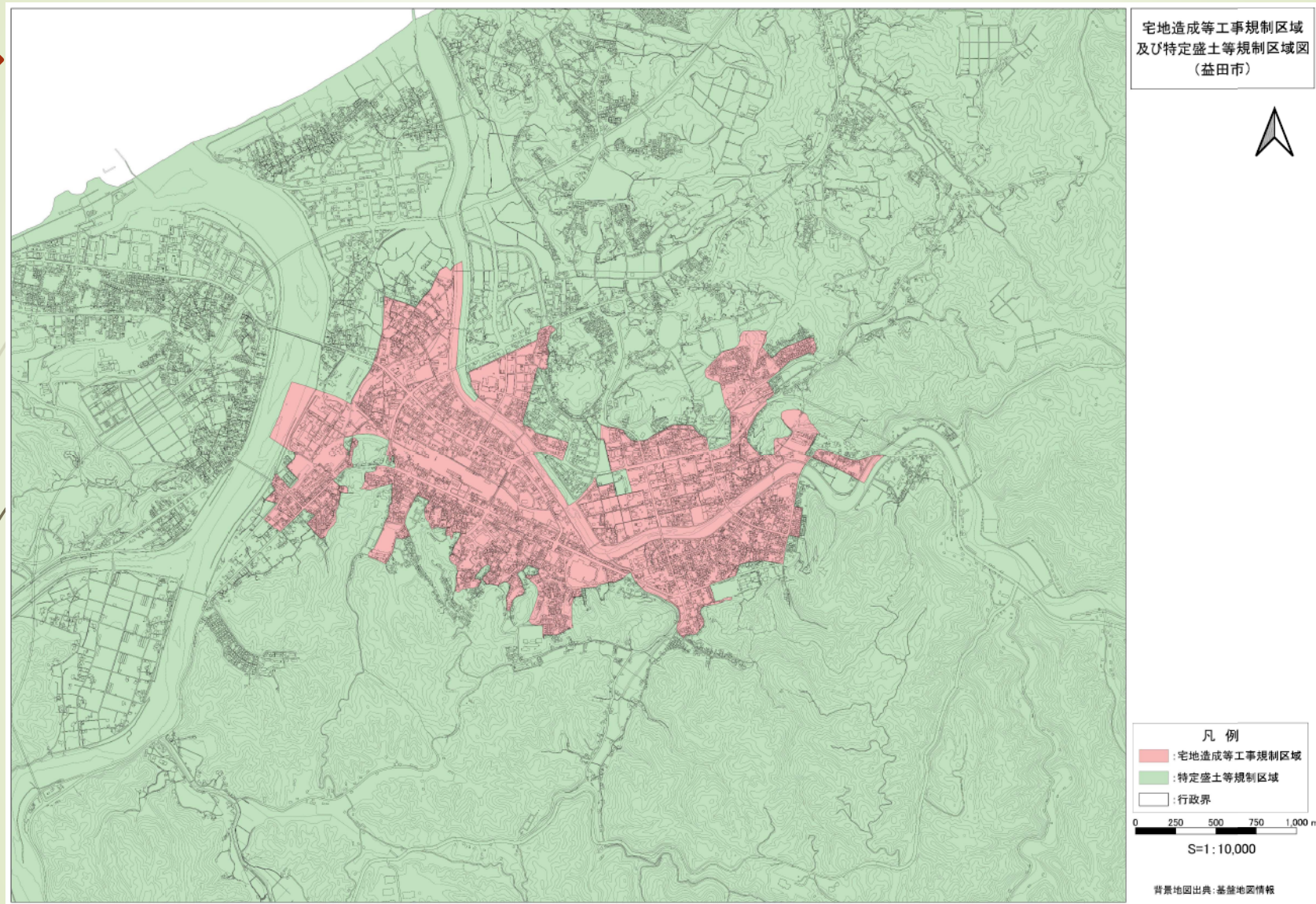
(4) 島根県の規制区域（案）【浜田市】



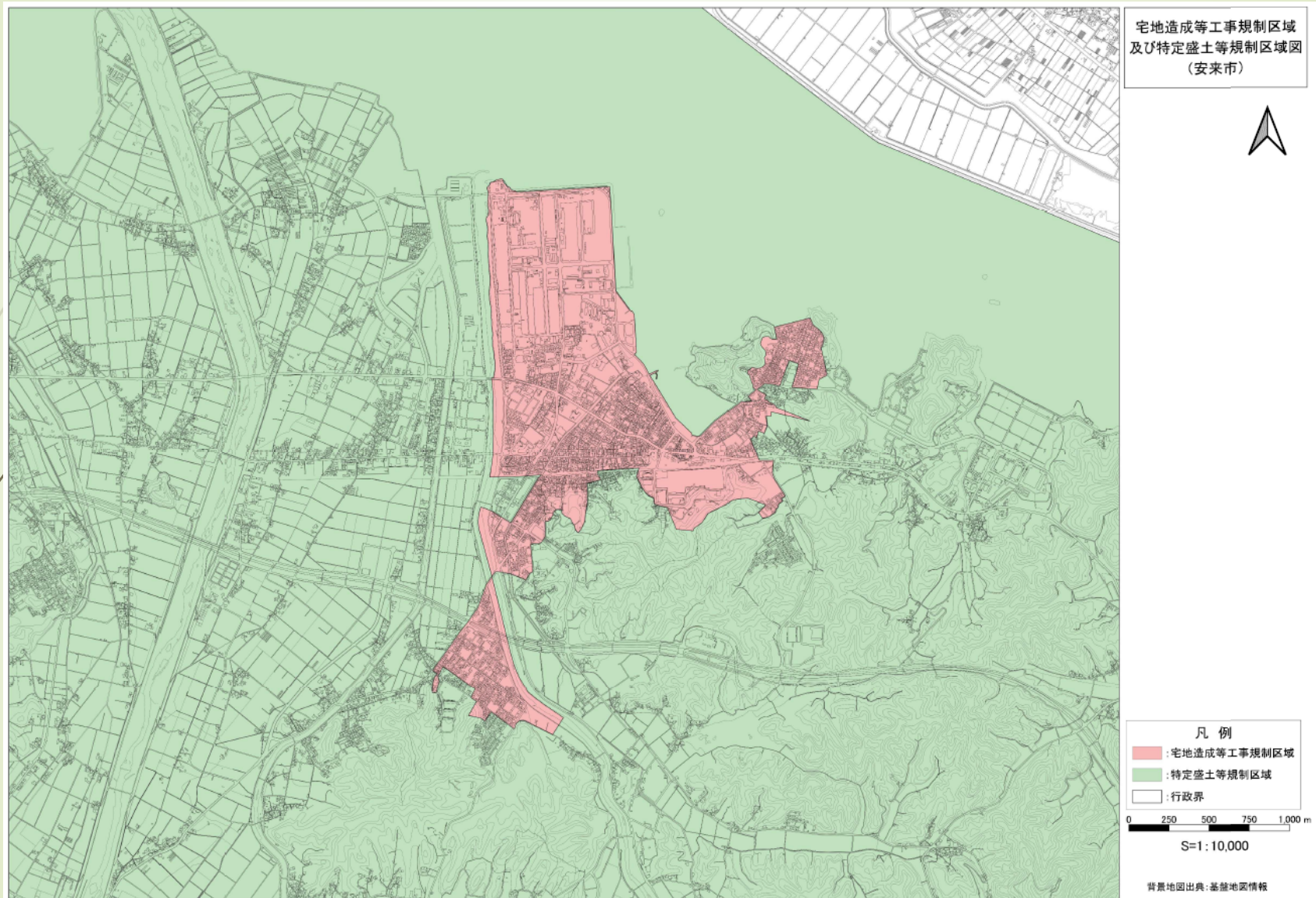
(4) 島根県の規制区域（案） 【出雲市】

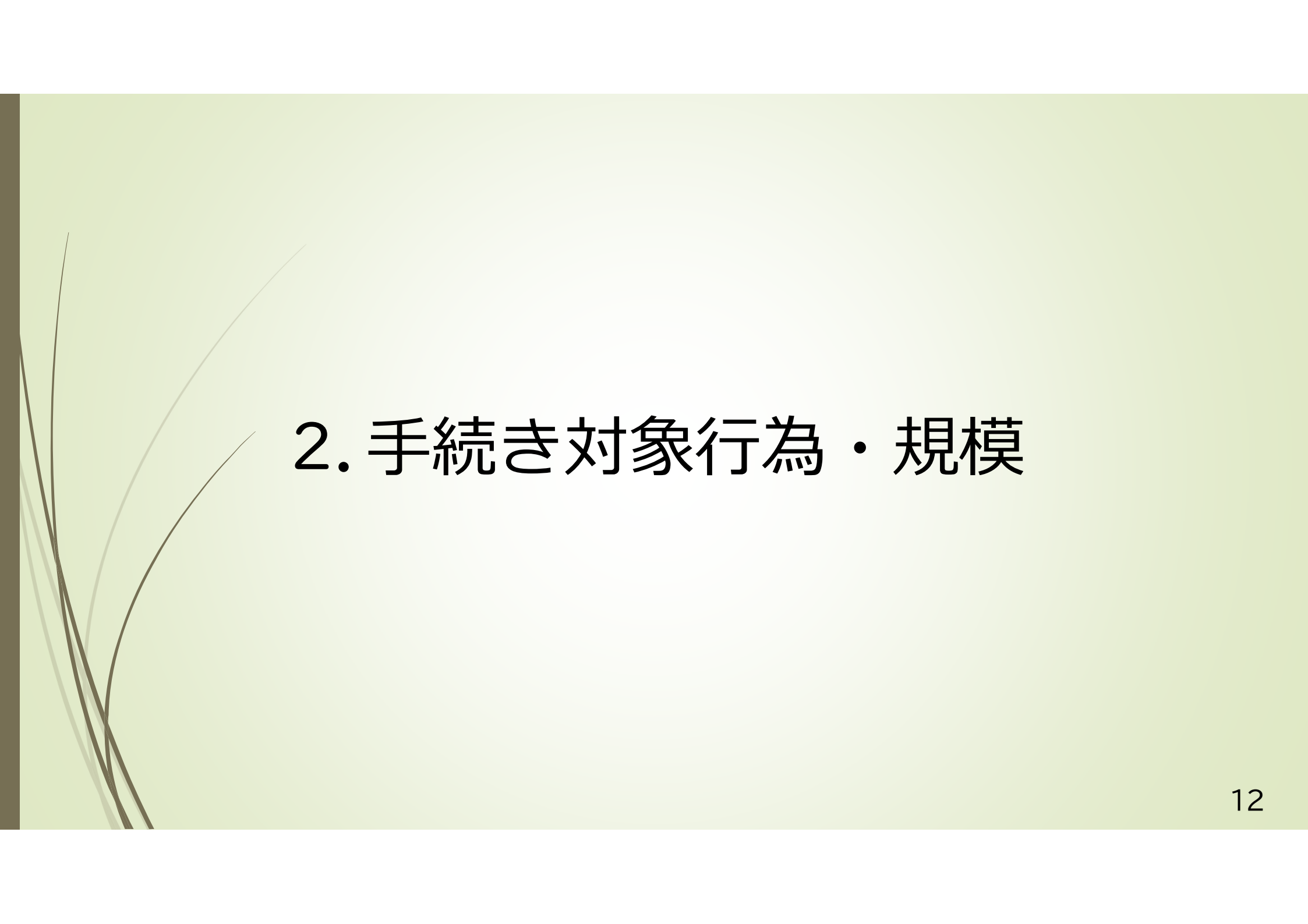


(4) 島根県の規制区域（案）【益田市】



(4) 島根県の規制区域（案）【安来市】





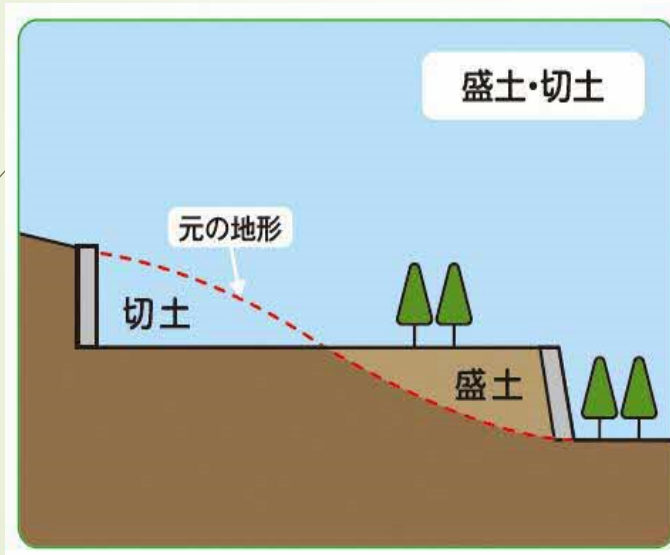
2. 手続き対象行為・規模

(5) 手続き対象行為

規制区域内において、**盛土等**を**一定規模以上**行う場合は、あらかじめ手続きが必要

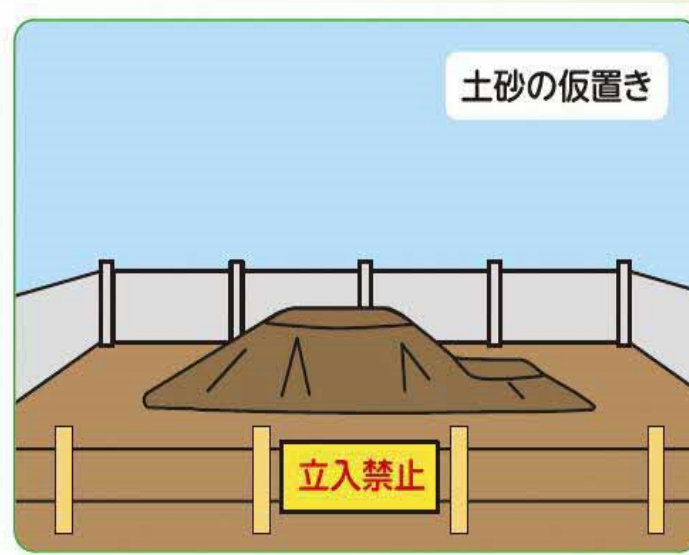
具体的には

① 宅地造成・特定盛土等



例) 宅地を造成するための盛土・切土
残土処分場における盛土・切土

② 土石の堆積



例) 土砂のストックヤードにおける仮置き
作業ヤード、仮設道路

(6) 盛土規制法で対象とする土石

○盛土規制法が対象とする土石については以下のとおりとなります。

(1) 「土石」

- ・「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物

(2) 「土砂」

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（※いわゆる土）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75 ミリメートル以上のもの（※いわゆる石）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(3) 「岩石」

- ・石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

(7) 「許可」対象規模

一定規模以上とは

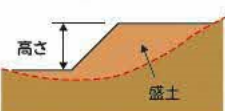
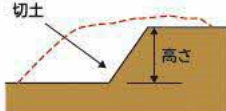
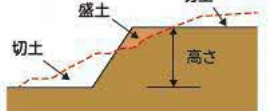
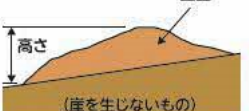
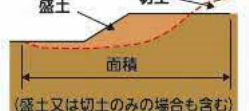
許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

①宅地造成・特定盛土等（盛土・切土）

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）※
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

②土石の堆積

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの ※
イメージ図		

引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

※ ⑤・⑦については、盛土等の標高の差が1mを超えないものは許可不要

(8) 「届出」対象規模

一定規模以上とは

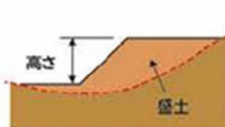
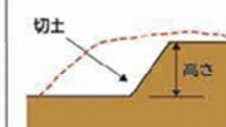
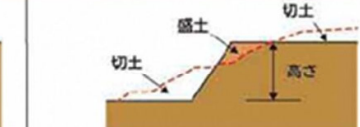
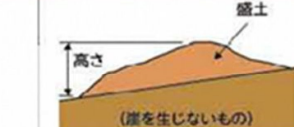
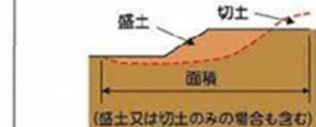
届出対象となる盛土等の規模

緑文字 特定盛土等規制区域

①特定盛土等

※宅地造成等工事規制区域は届出の手続きなし

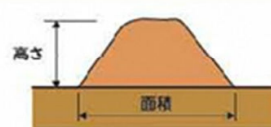
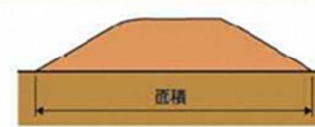
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超～2m以下 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超～5m以下 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超～5m以下 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超～5m以下 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超～3,000m ² 以下 となるもの(①～④を除く) ※
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

②土石の堆積

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超～5m以下 かつ面積が 300m ² 超～1,500m ² 以下 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超～3,000m ² 以下 となるもの ※
イメージ図		

引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

※ ⑤・⑦については、盛土等の標高の差が1mを超えないものは届出不要

(9) 適用除外・許可不要となる行為

① 公共施設用地内で行われる工事（適用除外）

※公共施設用地とは？

- 道路、公園、河川 【法第二条第一号】
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設【施行令第二条】
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設【施行規則第一条】
- 国又は地方公共団体が管理する以下の施設【施行規則第一条】
 - 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

② 通常の営農行為（規制対象にならない行為）

- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
 - 例：通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充

(9) 適用除外・許可不要となる行為

③ 施行令 第5条に定められている許可不要工事（抜粋）

鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）

鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）

採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）

砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）

④ 施行規則 第8条に定められている許可不要工事（抜粋）

土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等

火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等

家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等

土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等

放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分

森林の施業を実施するために必要な作業路網

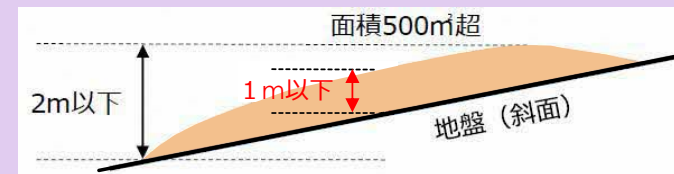
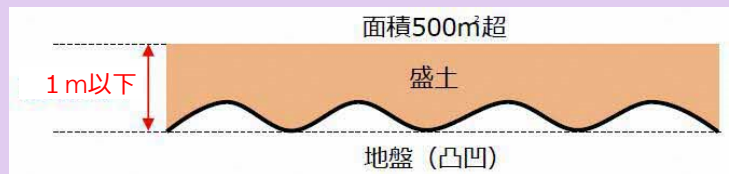
国・地方公共団体が行う非常災害のための必要な応急措置

(9) 適用除外・許可不要となる行為

④ 施行規則 第8条に定められている許可不要工事（抜粋）

◆ 災害発生のおそれがないと認められる工事

○高さ2m以下かつ500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの



○高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの

○高さが2m以下かつ面積が500㎡を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの

○工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(9) 適用除外・許可不要となる行為

⑤ 盛土規制法の許可申請が不要な行為の例

- 土地の形質の変更を伴わないもの
 - 平地で床掘・埋戻しのみ実施する場合
- 公共施設用地内で実施される工事に伴い、民地などの公共施設用地外に土砂の仮置きを実施する場合
 - 公共施設用地内の工事と一体的なものとなるが、請負契約図書、工事施工計画書、その他の書類に「工事の現場として位置付けられた土地」であることを記載しなければならないので注意が必要
- 残土処理場に残土を搬出する場合
 - 個別に許可を得る必要はない。（残土処理場の管理者は別途許可を得る必要があります。）
- 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）
 - 事前対策工事は、盛土規制法の申請対象となるため注意が必要
- 林道施設、治山施設、森林作業道等
 - 林道施設【法第2条】、治山施設【施行規則第1条】、森林作業道等【施行規則第8条】に該当
※森林作業道等・・・「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等
- 文化財の補修
 - 土地の形質の変更に該当しないことから盛土規制法の規制対象外

(10) みなし許可（開発許可）

みなし許可

「都市計画法の開発許可」と「盛土規制法の許可」の両許可の対象となった場合、
令和7年10月1日以降に開発許可を受ければ、盛土規制法の許可も受けたものとみなされる
【令和7年10月1日以降のこの場合の申請窓口は開発許可の窓口となります】

盛土規制法の規定の一部が適用される（盛土規制法の技術基準などを満たす必要がある）

【開発許可によるみなし許可時の盛土規制法の適用】

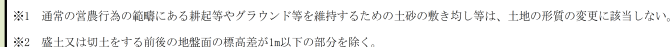
内容	条項	盛土規制法の適用	備考
住民への周知	法第11条、第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	法第12条、第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第13条、第31条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付又は不許可の通知	法第14条、第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第16条、第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	法第17条、第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第18条、第37条	適用	
定期の報告	法第19条、第38条	適用	
監督処分	法第20条、第39条	適用	
標識の掲示	法第49条	適用	

開発許可窓口で担当

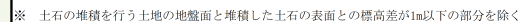
島根県都市計画課
盛土規制スタッフで担当

開発許可窓口で担当

盛土・切土



土石の堆積



22

(12) その他の届出

規制開始後に下記の手続きが必要な場合がある

規制開始時（令和7年10月1日）に一定規模以上の盛土等に関する工事が**工事中**である場合



規制開始後、21日以内（令和7年10月22日まで）に
「区域指定時に既に行われている工事の届出」が必要

<土地の形質の変更(盛土・切土)> 紫文字宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域						
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等						
要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)	
イメージ図						
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。						
<一時的な土石の堆積>						
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等						
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの		
イメージ図						

(12) その他の届出

規制開始後に下記の手続きが必要な場合がある

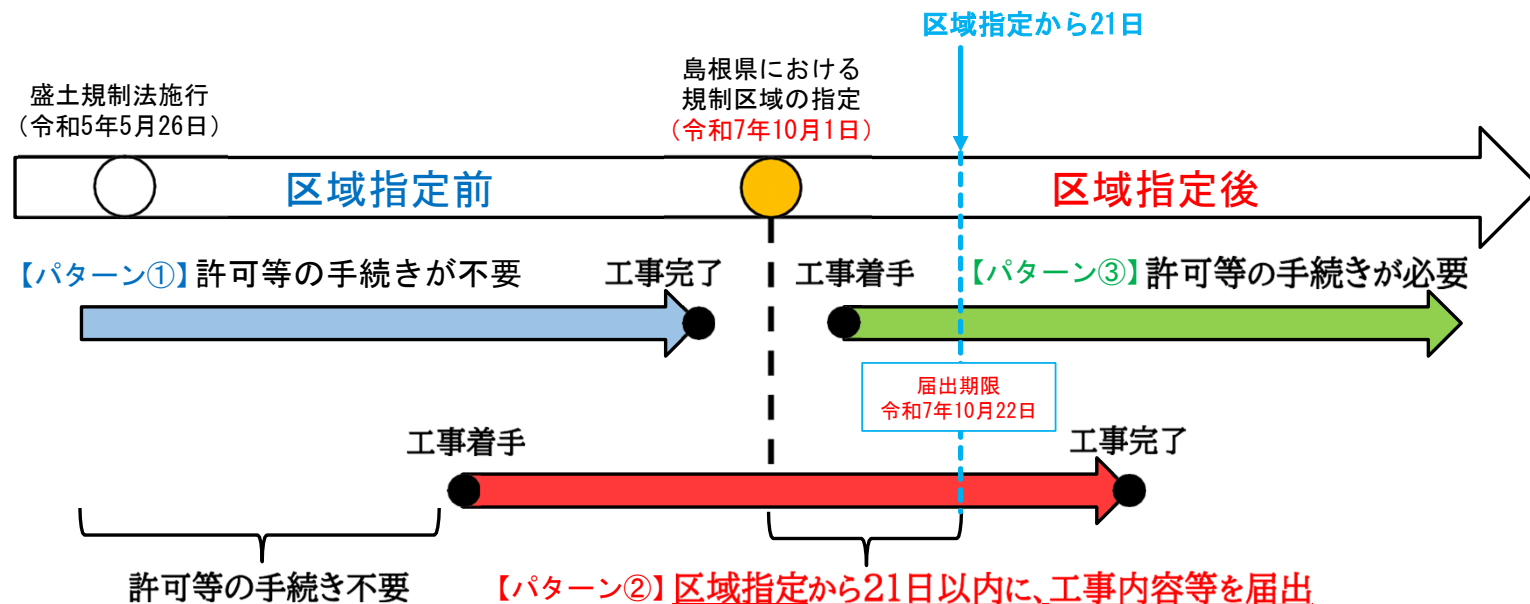
擁壁等を除却する場合

➡ 着手する**14日前までに**
「擁壁等を除却する工事の届出」が必要

「公共施設用地」を「宅地または農地等」に転用した場合

➡ 転用した日から**14日以内に**
「公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出」が必要

(13) 区域指定前後の手続きについて



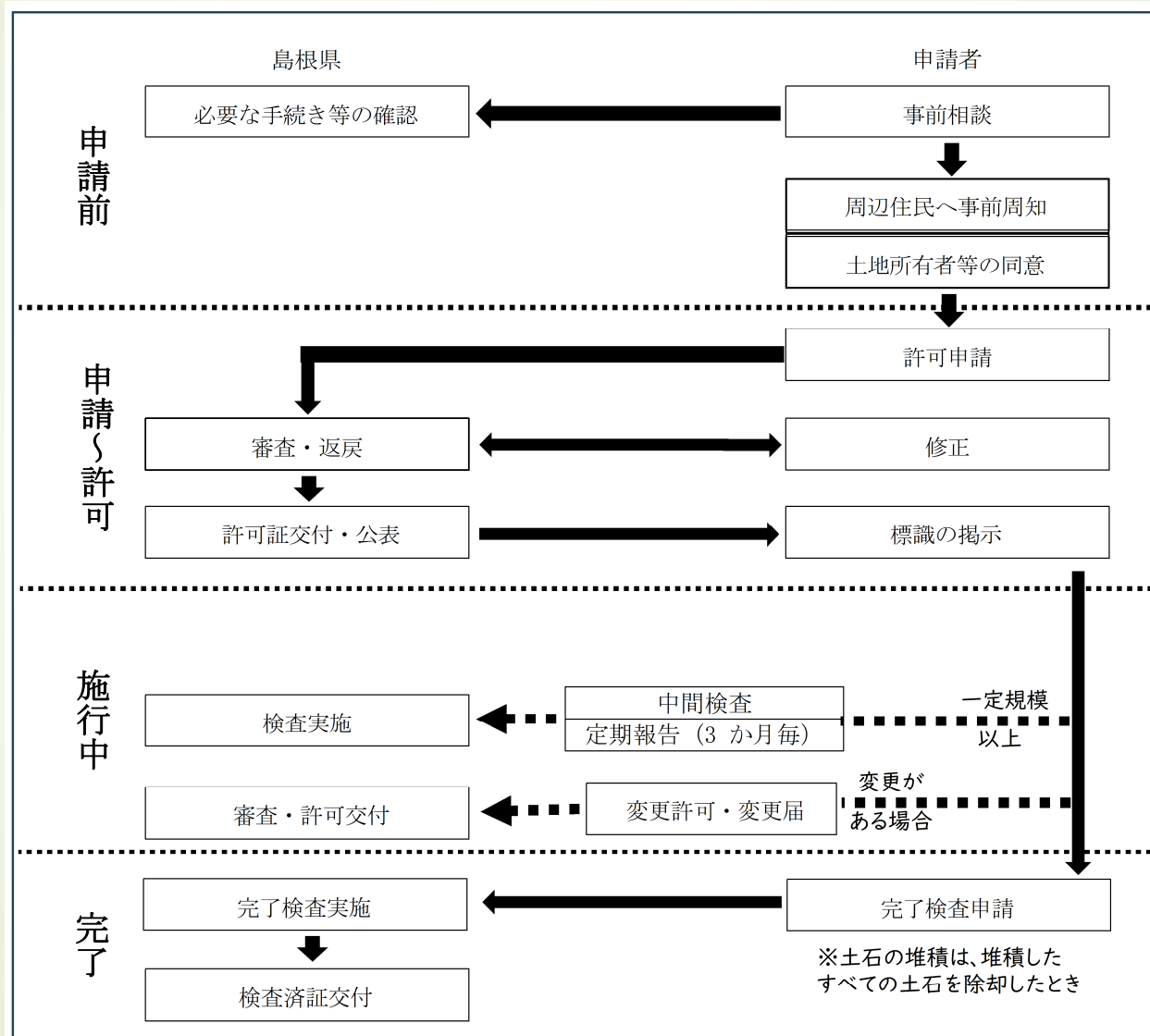
【パターン②・③の許可・届出が必要となる工事の例】

(盛土・切土・土石の堆積)

規制開始前（令和7年10月1日より前）から建設発生土等の仮置場、ストックヤード、残土処理場等として利用しているあるいは、今後利用する場合についても、許可・届出を提出していただく必要があります。

3. 申請前～完了について

(14) 手続き一連の流れ



(15) 周辺住民への事前周知

許可申請前に周辺地域の住民に対し、工事内容の周知が必要

周知方法

以下のいずれかの方法により実施

- ①説明会の開催
- ②工事内容を記載した書面の配布
- ③工事を行う土地またはその周辺での掲示 + インターネットへの掲載

(注) 溪流等で高さが1.5mを超える盛土をする場合、①説明会が必須

周知が必要な内容

①宅地造成・特定盛土等	②土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	①工事主の氏名又は名称
②工事が施行される土地の所在地	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定日及び完了予定日	④工事の着手予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧その他島根県が必要と認める事項	⑧その他島根県が必要と認める事項

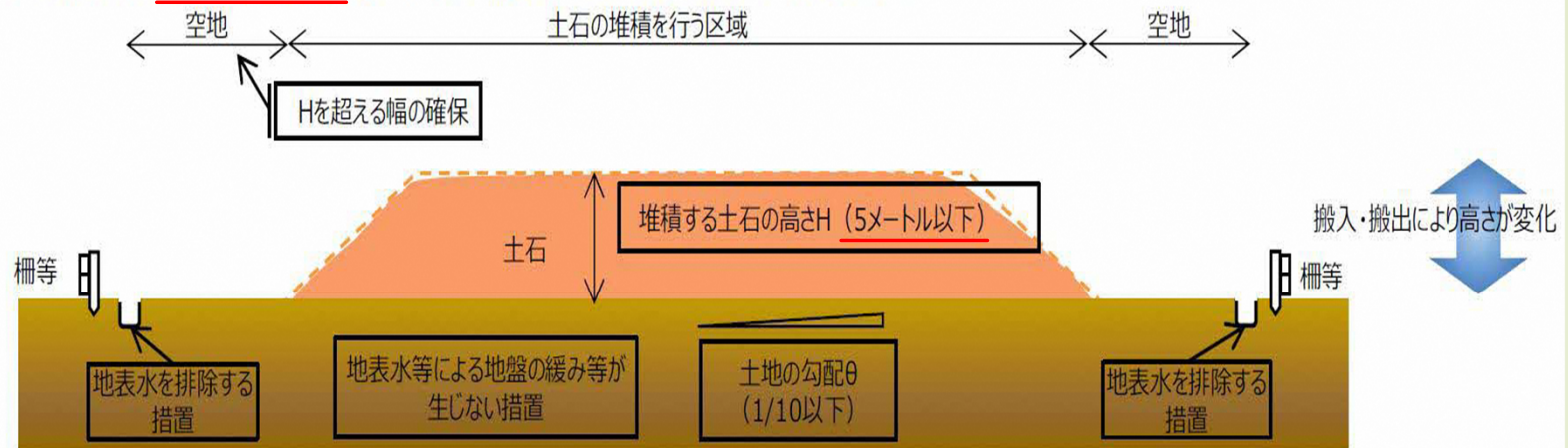
(16) 許可基準

許可基準

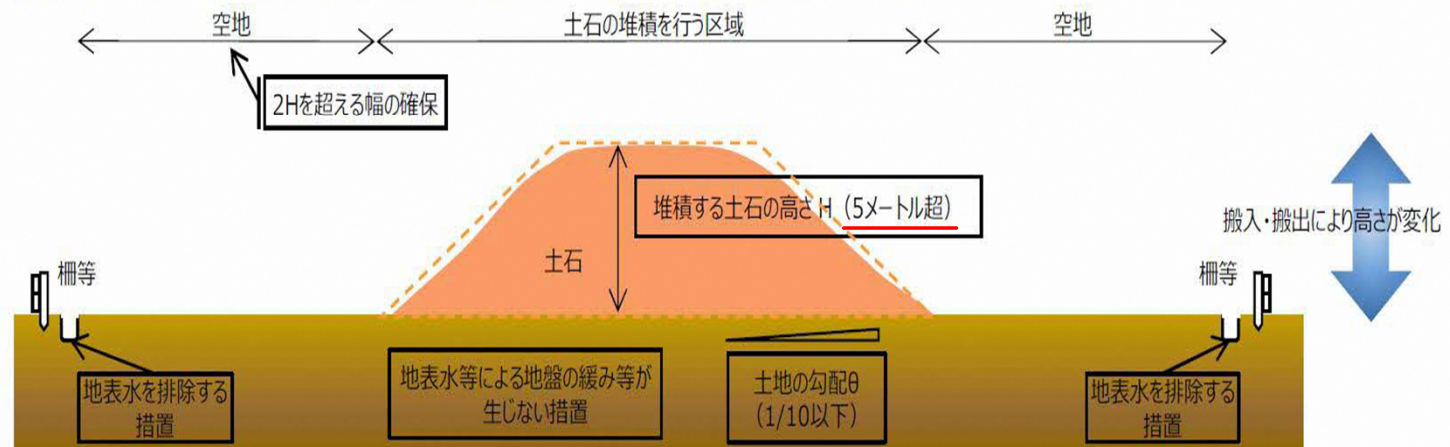
- ① 工事の計画が技術的基準等に適合するものであること
- ② 工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること
- ③ 工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること
- ④ 工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(18) 土石の堆積の技術基準

① 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



② 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



引用元：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方

(19) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格 ①

【資格を有する者の設計対象工事】

1. 高さ 5 m 超の擁壁の設置
2. 盛土・切土をする土地の面積が 1, 5 0 0 m² を超える土地での排水施設の設置



以下の資格を有する者の設計によることが必要
※【設計者資格①】 【設計者資格②】を参照

【設計者資格①】

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者

(19) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格 ②

【設計者資格②】

⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
(以下、ア～エのとおり。)

一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者

二 一に掲げる者の他、次のア～エの者

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ アからウのいずれかに該当する者のほか、主務大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(20) 許可申請手数料

【宅地造成等に関する工事等の許可の申請に係る手数料】

面積	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500㎡以内	14,000円	10,000円
500㎡超1,000㎡以内	25,000円	12,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	35,000円	14,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	52,000円	18,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	65,000円	25,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	87,000円	28,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	136,000円	34,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	212,000円	48,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	338,000円	65,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	486,000円	98,000円
100,000㎡超	633,000円	120,000円

※1 手数料の対象面積：実際に盛土・切土（又は土石の堆積）をする土地の面積

※2 変更の場合、変更に係る部分の面積に応じて上記の金額

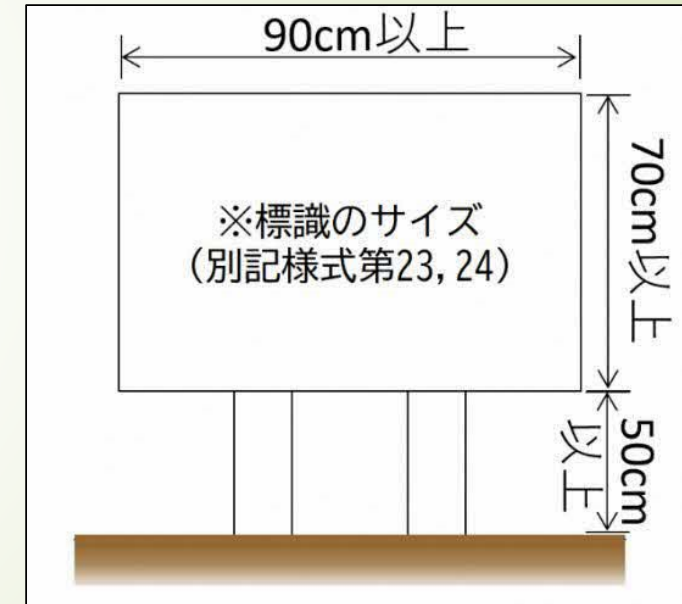
(21) 標識の掲出

○工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

【標識に記載する事項】

【標識のサイズ】

記載事項	様式
①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土若しくは切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	【宅地造成、特定盛土等】 省令別記 様式第23 【土石の堆積】 省令別記 様式第24



(22) 中間検査

対象要件

- ① 一定規模以上の 宅地造成・特定盛土等 に関する工事（例：高さが2m超の崖を生ずる盛土）
- ② 「特定工程」を含む工事

特定工程完了

4日以内

中間検査申請

中間検査実施

合格証交付

工事再開

特定工程

盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事
（例）暗渠排水管

着工制限

排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事は、
合格証交付後でなければ施工することができない

(23) 定期報告

一定規模以上の①宅地造成・特定盛土等 又は ②土石の堆積に関する工事



工事の実施状況を3か月ごとに報告が必要

報告に必要な書類：報告書、現況を明らかにする写真



定期報告の報告事項

工事種別	報告事項(全て報告時点)
①宅地造成・特定盛土等	・土地の所在地 ・許可年月日及び番号 ・報告年月日 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等に関する工事の施工状況
②土石の堆積	・土地の所在地 ・許可年月日及び番号 ・報告年月日 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・土石の堆積の土量 ・新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量

(24) 完了検査・確認申請

〔完了検査〕（宅地造成、特定盛土等）

工事の完了後、工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成または特定盛土等に関する工事については完了検査を行います。

※工事が完了した日から**4日以内**に完了検査申請書を提出してください。

〔確認申請〕（土石の堆積）

工事の完了後、土石の堆積に関する工事※については確認申請に基づく確認を行います。

※工事が完了した日から**4日以内**に確認申請書を提出してください。

(25) 必要な手続きと対象規模等 一覧

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

引用元：国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

最後に

- 島根県では、令和7年10月1日の規制区域指定を予定しています。
(中核市である松江市は、令和7年7月1日に県とは別に市内を指定済み)
- 島根県の盛土規制法に関することは、ホームページで掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。
- 盛土規制法のお問い合わせ、手続きの窓口は、島根県 都市計画課
盛土規制スタッフとなりますので、お困りの際は、何なりとお問い合わせください。
- 連絡先☎： 0 8 5 2 － 2 2 － 6 5 3 3

島根県 盛土規制法 HP →

